

**令和2年度「ダイバーシティ人材育成支援対策事業<研修等業務>」
業務委託に関する質疑・回答**

〔全体に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	本事業の背景・経過を教えてください。	これまで実施してきた就職困難者向けの就労支援は、集合研修を経て正規雇用を目指す形が主であったが、就職氷河期世代のひきこもりの方はその期間が長期にわたると考えられることから、そうした実態を踏まえ、無理なく社会との繋がりを持ったり就労に向けての準備性を高めたりできるようなオンラインでの研修や、それを経た多様な就労形態（在宅ワーク等）へのマッチングを目指すことができるよう事業を設計したものの。

〔募集要領に関する質問〕

番号	質 問	回 答
2	応募書類のうち、以下のものは原本の提出が必要か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿謄本 ・ 府税納税証明書 ・ 消費税及び地方消費税納税証明書 また、定款の写しについては原本証明が必要か。	左記に列記した証明書類は、原本を提出願いたい。また、写しの提出に際しては原本証明を行うこと。
3	複数者が共同提案する際に必要な書類について提示いただきたい。	別途掲載している「グループ構成員表」を作成するとともに、提出が必要な書類のうち以下についてはグループを構成する企業ごとに提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書 ・ 商業登記簿謄本及び定款の写し ・ 府税納税証明書 ・ 消費税及び地方消費税納税証明書 ・ パンフレット、会社案内等
4	事業対象外経費について教えてください。パンフレット代や専門資格者への業務委託などの経費は事業内経費で良いか。	対象外経費は、募集要領3ページに記載のとおり「特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類するもの（相談者に対する交通費及び作業工賃等、一部の個人給付については除く）」としている。 加えて、仕様書8ページに記載する「未実施と

		なった定期相談会等にかかる会場等のキャンセル料」のほか、例えば国等の補助金を受けている（受けることが確定している）事業に要する経費、その他の社会通念上公費で賄うことがふさわしくない経費についても対象経費としない。
5	契約保証金については、受託事業者が支払うということか。	お見込みのとおり。ただし、契約履行確認後には返金する。

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
6	対象者として記載されている要支援者とは、就職氷河期世代の方限定なのか。	主な対象は就職氷河期世代の方としているため、研修カリキュラムの策定や広報に際してはその点ご留意願いたい。一方で明確に年齢・学歴等を区分して対象とすることは現実的に困難であるため、柔軟に対応していただいて差し支えない。ただし、作業工賃等の支給については就職氷河期世代の方のみが対象となる。
7	要支援者の能力評価については必ず設定しなければならないか。	研修修了後に就職活動をする際にも、能力のレベルについては一定示せることが望ましいと考えており、レベルを判定できる基準は設けていただきたい。
8	就労体験については、設定されている内容に沿うものであれば在宅ワーカーの受注体験以外も実施して良いか。	問題ない。
9	研修については、就労体験も含めて必ずオンラインで実施しなければならないのか。 また、オンラインでの就労体験に加えて、企業に出向いての体験（インターンシップ）について実施することは可能か。	オンライン研修の実施や在宅ワーカーの養成は、本業務の一番のポイントとしているので、必須項目として実施願いたい。 それに加えて従来のインターンシップを実施することについては問題ない。
10	オンライン研修について、一方的な講義ではなく双方向のやり取りができる仕組みとするとのことだが、テレビ電話のような方法や、動画放映の後にリアルタイムで質問への対応ができる時	そのような方法でも問題はなく、実効性のある提案をいただきたい。 ただし、動画放映のみで完結してしまうのではなく、双方向でのやり取りができる仕組みも含めた設定としていただきたい。

	間を設けるなどの想定で良いか。 また、動画放映のみの実施は認められないのか。	
1 1	研修についてはオンラインに加えてオフラインで実施することについても可能であるという理解で良いか。	お見込みのとおり。
1 2	要支援者のうちパソコンやスマートフォンを保有していない者がオンライン研修の受講を希望した場合についてはどのように対応するのか。	リースで機器を確保いただくなどの他、窓口に設置するパソコンを利用してもらうなどにより対応していただきたい。
1 3	パソコンやネット環境が自宅にない要支援者については、場合によっては本人負担で設備を整えてもらう必要があると思うが、その費用について本事業が負担することは可能か。	対象外経費として4に記載の「特定の個人に対する給付」に該当するため、支給不可。 前述のとおり、リースで機器を確保いただくなどの他、窓口に設置するパソコンを利用してもらうなどにより対応していただきたい。
1 4	研修等業務を遂行するための拠点については不要という理解で良いか。	お見込みのとおり。ただし、拠点を置くことを妨げるものではない。
1 5	研修時間に関して、開始時は短時間で終了する設定にすることとなっているが、具体的に短時間とはどの程度の長さを想定しているのか。	ひきこもり等の状態にある方が負担感なく受講できるような長さを、事業者側で設定し提案していただきたい。
1 6	要支援者が研修受講中に例えば生活面での悩みなど抱えた場合は、研修等業務の受託者か窓口業務の受託者のどちらが対応するのか。	研修等業務の仕様書の中に、研修受講者のフォローアップについて記載しており、基本的には研修等業務の方でサポートすることとしている。窓口業務と研修等業務については緊密な連携が必要不可欠であると考えており、両事業が円滑に推進できるよう、当課においても両受託者間の紹介や会議の初回設定などについて協力していきたい。
1 7	事業責任者が研修講師を兼ねることは可能か。	差し支えない。
1 8	研修等業務の事業責任者と窓口業務の事業責任者については兼任しても良いか。	差し支えないが、経費を重複して計上できないことに留意願いたい。

19	研修等業務の事業責任者が、窓口業務の相談員兼支援員を兼ねることは可能か。	同上。
20	研修への誘導については窓口業務の受託者が主に担うこととなっているが、研修等業務の受託者においても受講者確保のための方策は講じるべきか。	窓口業務受託者に対する成果目標として誘導人数は設定しておらず、研修等業務の成果目標として研修等受講者数を設定しているところ。仕様書にその他業務として記載しているとおり、研修等業務受託者においても受講者の確保に向けた必要な取組みをいただきたい。また、窓口業務受託者との連携については、当課においても両受託者間の紹介や会議の初回設定などについて協力していきたい。
21	行政機関は広報活動にどこまで協力してもらえるのか。	行政の広報媒体として、 ・府民だより (ただし、原稿が採用されない場合もある) ・京都ひきこもり情報サイト (健康福祉部所管) については活用可能。 また、パンフレット等については京都ジョブパーク窓口のほか、京都府庁府民総合案内や脱ひきこもり支援センター(京都府家庭支援総合センター内)に配架を予定。
22	実習時などの保険加入の指定はあるか。	特に指定はないが、実習内容に応じた保障が行えるものを設定いただきたい。
23	成果目標については要支援者だけではなく、その保護者・家族や福祉関係機関・団体、企業等の実績も含めて良いのか。	差し支えない。
24	受講者数について、最低でも達成しなければならないラインはあるか。 成果目標の達成状況によって委託金額に影響が出ることはあるのか。	成果目標としている100人が最低受講者数となる。 なお、目標未達であっても減額等の措置は取らないが、達成いただくことを前提として委託するものであることに留意いただきたい。
25	成果目標について、新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる可能性はないのか。	現時点で変更は検討していない。

〔その他の質問〕

番号	質 問	回 答
26	ひきこもり状態の者の数や、就職件数などのデータがあれば提供してほしい。	<p>①内閣府の「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領」の中で、都道府県別の対象者数推計表が示されているので参照願いたい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06740.html</p> <p>②京都府健康福祉部が平成29年にひきこもり実態調査を実施しているので、参照願いたい。 http://www.pref.kyoto.jp/seisho/news/hikikomori-tyousa20171129.html</p>
27	これまでひきこもりの方への支援を実施した事例があれば教えてほしい。	<p>事例を例示すると以下のとおり。</p> <p>【健康福祉部所管事業】 脱ひきこもり支援センター事業</p> <p>①脱ひきこもり支援センターによる相談支援 ②「チーム絆」による相談支援 ③ひきこもり早期支援事業 ④ひきこもり未支援者特別対策事業 ⑤将来設計支援事業 ⑥「絆パートナー」派遣事業 ⑦ひきこもり支援活動補助金 ⑧ひきこもり支援職親事業 ⑨京都府ひきこもり支援情報ポータルサイトの設置</p> <p>【商工労働観光部所管】 若者就職・定着総合応援事業</p> <p>①京都わかもの就職支援等推進事業 ②若者就職・定着総合応援事業（就職困難者向け）</p>